

「*Komagataella phaffii* BSY0007 株を利用して生産されたフィターゼ」に係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 令和4年4月13日～令和4年5月12日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 2件
4. 意見・情報及び食品安全委員会の回答

意見・情報*	食品安全委員会の回答
<ul style="list-style-type: none"> ・わずか数十年程度の知見に限られている遺伝子組換え品については、中・長期的な影響はまだまだ判断できないはず。遺伝子組換え品は、100%の安全性が断言できるまで、使用を禁止すべき。 ・にもかかわらず、本件のように「家畜飼料のリンの利用率の向上を目的」のために、遺伝子技術を使うのは論外。伝統的な製法に回帰すれば済む話。 ・日本ではすでに500種以上の遺伝子組換え成分〔飼料用含む〕が承認されており、この数字はダントツの世界一のレベルと思われるが、これ以上増やすのはやめていただき、いったんすべての遺伝子組換え品の使用・流入を停止いただきたい。 ・これだけ多くの遺伝子組換え品を流通させているのに、健康影響を見るときは、いつも単品でしか見ていない。（残留農薬や添加物も含めた）複合影響も確 	<p>食品安全委員会は、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、規制等のリスク管理を行う行政機関から独立して、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に食品健康影響評価を行っています。この食品健康影響評価は、食品安全基本法第11条第3項に基づき、その時点において到達されている水準の科学的知見に基づいて行うこととしております。</p> <p>本飼料添加物については、「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」（平成16年5月6日食品安全委員会決定）に基づき審議した結果、組換え体に由来する新たな有害物質が産生され、肉、乳、卵等へ移行する可能性及び遺伝子組換えに起因する成分が畜産物中で有害物質に変換・蓄積される可能性並びに家畜の代謝系に作用して、新たな有害物質が生成される可能性は考えられませんでした。</p> <p>これらのことから、改めて「遺伝子組換え微生物を利用して製造さ</p>

<p>認すべき。複合影響を検証できないなら、検証できるまで認めるべきではない。</p>	<p>れた添加物の安全性評価基準」(平成16年3月25日食品安全委員会決定)に準じて評価する必要はなく、当該飼料添加物を摂取した家畜に由来する畜産物は、人の健康を損なうおそれはないと判断しました。</p>
<p>安全性が不確かな遺伝子組換え製品は反対です！</p>	<p>また、遺伝子組換え食品等を摂取することによる複合影響に関しましては、従来品との同等性を踏まえ、安全性を個々に確認することで、食品としての安全性は担保されるものと考えております。</p> <p>なお、遺伝子組換え食品等の使用、流入についての御意見は、リスク管理に関するものと考えられることから、農林水産省及び厚生労働省へお伝えします。</p>

※ 頂いた意見・情報はそのまま掲載しています。